第１表（教）

立南砂小発　第113号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　６年　2月27日

　立川市教育委員会　殿

学校名　立川市立南砂小学校

校長名　　浜中　佳規　　印

令和６年度　特別支援教室の教育課程について（届）

　学校教育法施行規則第１４０条の規定に基づき、特別支援教室による指導の教育課程を下記のとおりお届けします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　特別支援教室の教育目標

「元気な子」を育成するために、学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲や態度を育む。

「考える子」を育成するために、自分の考えや思いをもち、表現する手だてを理解し、実践できる力を育む。

「思いやりのある子」を育成するために、自己肯定感を高め、自他ともに大切にする心情や態度を育む。

「がんばる子」を育成するために、自己実現を図ろうとする意欲を培い、地域・社会に貢献する心や主体的に考え実践する力を育む。

２　教育目標を達成するための基本方針

・児童一人一人の障害の特性や心理検査結果を踏まえ、保護者や関係機関等との

連携し、個別指導計画を作成する

・児童の発達段階や状態に応じた指導時間を設定する。

・児童の実態に合わせて個別指導・小集団指導等の指導形態を工夫する。

・在籍学級や保護者と連携を図り、共通理解のもとに指導を行う。

３　指導の重点

・自己評価する力を高めるために、児童の努力や進歩を認め、自己の変化に気付か

せる指導を行う。

・学びやすい教材や教具を工夫し、児童の得意な面からアプローチする。

・安心できる時間や場所となるよう、児童の自信や意欲につながる指導を行う。

４　その他の配慮事項

・在籍学級の授業観察を行い、学級における児童の実態把握を行う。

・在籍学級と児童について話し合い、指導の方向性を確認するとともに、個別指導計画を学期に一度見直す。

・家庭と連携し、児童の成果や課題について共通理解を図る。